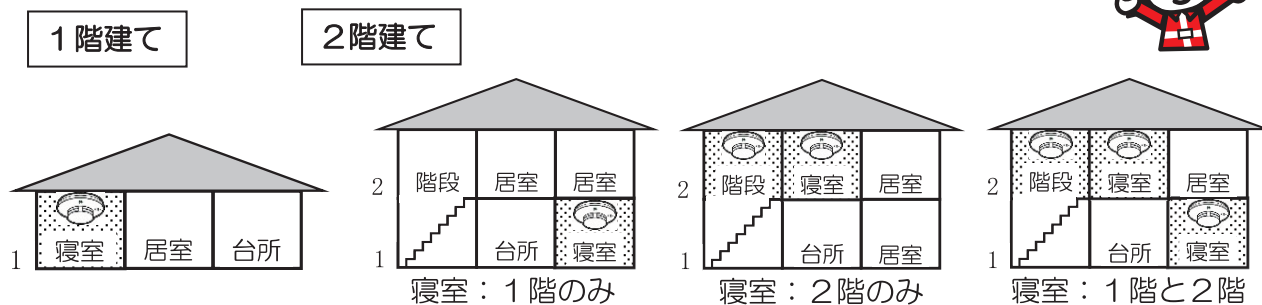


住宅用火災警報器の設置と維持管理

設置

みなさんの寝室に住宅用火災警報器の設置が必要です。
寝室が1階にある場合 ⇒ 寝室に設置
寝室が2階にある場合 ⇒ 寝室と階段に設置
次の図を参考に正しく設置しているか確認してください。



維持管理



「いざ」というときに作動するように日頃から作動確認と手入れをしましょう。
作動確認は、ボタンを押して（ひもを引いて）、正常に作動するか確認しましょう。
確認の結果、作動しない場合は、「電池切れ」や「本体の故障」が考えられますので
電池や本体の交換をお願いします。
手入れは、ほこりなどが原因で故障する恐れがありますので、定期的な清掃を心掛け
ましょう。

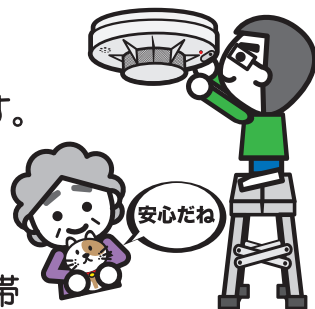
住宅用火災警報器の取り付け支援事業

詳細は、伊都消防組合ホームページでご確認していただくか、電話でお問い合わせください。

◇ 取り付け支援対象世帯 ◇

かつらぎ町・橋本市高野口町地域・九度山町にお住まいで
次のいずれかに該当する人のみで構成されている世帯になります。

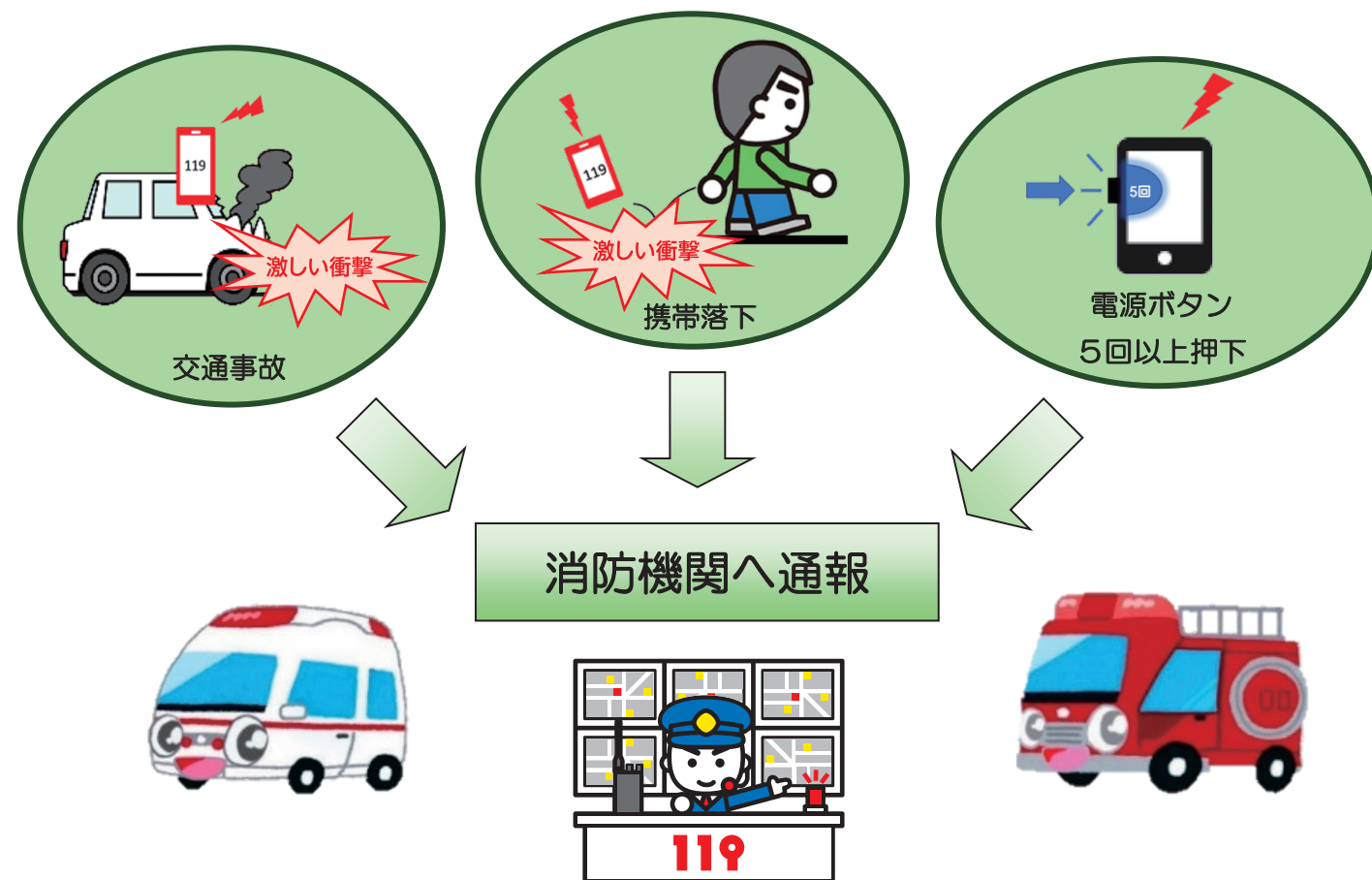
- (1) 65歳以上の高齢者のみで構成する世帯
- (2) 障がい等により取り付け支援が必要である世帯
- (3) その他、取り付け支援が必要であると消防長が認める世帯



スマートフォン 自動で119番通報する機能について

スマートフォンやスマートウォッチには、激しい衝撃を検出すると、機種によって警告音と画面上に警告が表示されます。

一定時間操作が無い場合、119番に発信し消防機関に対して音声メッセージによる自動通報が行われ、端末の位置情報が消防機関に共有されます。



スマートフォン 誤って自動で119番通報する機能が作動したとき

警報音と画面上の警告に気づいた場合

取り消すようにしてください。取り消さないと自動的に通報されます。

発信された場合

電話を切らずに誤って自動通報になったことをお伝えください。
（無応答の場合、消防車が現地へ確認に行く場合があります。）

消防から折り返しの電話があった場合

必ず電話に出て、救急車や消防車が必要かどうかお伝えください。